

いわゆる「ごみ屋敷」対策を進めるための条例案の骨子に係る
市民意見募集（パブリックコメント）の結果の概要について

1 意見の募集期間

平成 28 年 4 月 1 日（金）から平成 28 年 5 月 6 日（金）まで

2 意見の募集結果

(1) ご意見をいただいた人数 76 人

(内訳：はがき 31 人、メール 36 人、FAX 5 人、持参 4 人)

(2) ご意見をいただいた件数 179 件

3 いただいたご意見の分類

大分類	小分類	件数
条例の規定 (100 件)	条例全般	26
	条例の対象	14
	市民の責務、地域や関係機関との協力	14
	費用負担	8
	各種調査、立入調査	8
	措置(指導、勧告、命令、代執行)	23
	過料や罰則	7
対策の進め方 (70 件)	福祉的な支援	21
	対応窓口、体制	10
	迅速な対応	17
	予防や再発防止	15
	その他対策	7
その他意見(9 件)	その他	9
意見合計		179

4 いただいたご意見の概要

条例を制定し取組を進めることについて反対するご意見は特になく、条例に盛り込む事項や対策の進め方についてのご意見を多数いただきました。

条例の規定については、「措置（指導、勧告、命令、代執行）」に関する意見が 23 件あり、「過料や罰則」の 7 件も加えると、措置等に関するご意見が 30 件寄せられています。

対策の進め方については「福祉的な支援」に関する意見が 21 件あり、また、「迅速な対応」を求める意見が 17 件寄せられています。

いただいたご意見も参考にしながら、今後、更に条文案や対策の検討を進めていきます。

(1) 条例の規定 (100件)

主なご意見・ご提案の概要	本市の考え方
条例全般 (26件)	
条例案に賛成します。	条例案の趣旨にご賛同いただき、ありがとうございます。
条例案の目的、基本方針、措置などについて、全体的に適切な内容と思います。	条例案の趣旨にご賛同いただき、ありがとうございます。
当事者への支援、調査にあたっては、当事者の人権を守り、十分にプライバシーに配慮するよう、関係者の守秘義務を盛り込むこと。	個人情報については、「横浜市個人情報の保護に関する条例」の規定に従い、慎重に取り扱います。
条例案の名称をもうすこし分かり易い名称にしたいと思います。	簡潔に分かりやすいものがよいと認識していますが、一方で法令として規定の内容を的確に表現することも必要であり、今後、法制的視点も含めて検討していきます。
条例の対象 (14件)	
高い所(特にながけ地)での堆積土、木材などは行政の手で取り除ける条例も加えるべき。	現在検討中の条例案は、建築物等におけるごみをはじめとする物の堆積に起因する不良な生活環境、いわゆる「ごみ屋敷」を対象とするもので、なげ地については、なげ地現地調査や助成制度を活用した改善の促進、なげ崩れ発生時の応急措置など、総合的な対策に取り組んでいます。また、危険物については、消防法等により対応すべきものと考えています。
民家での危険物の放置なども厳しい対応を望みます。	現在検討中の条例案は、建築物等におけるごみをはじめとする物の堆積に起因する不良な生活環境、いわゆる「ごみ屋敷」を対象とするもので、なげ地については、なげ地現地調査や助成制度を活用した改善の促進、なげ崩れ発生時の応急措置など、総合的な対策に取り組んでいます。また、危険物については、消防法等により対応すべきものと考えています。
「ごみ屋敷」だけでなく、古い家屋も強制撤去できるように条例化を検討してほしい。	管理不全な空家に対しては、空家対策の観点から、昨年5月に施行された空家対策特別措置法に基づき、所有者に対し適正に管理するよう促してまいります。
ごみ等の堆積物のほか、敷地内の雑草、樹木の枝なども対象にしてほしい。	現在検討中の条例案の対象については、悪臭や害虫の発生、火災や崩落など周辺住民の財産のみならず、生命身体にまで危害が及ぶおそれがある「ごみ屋敷」にまず対応していくことが必要であると考えています。
「ごみ屋敷」の定義をどのように定め、市民に周知するのか。	「ごみ屋敷」に該当するかどうかの具体的な判定基準については、現在検討を行っているところです。
市民の責務、地域や関係機関との協力 (14件)	
「ごみ屋敷」問題を解決するには、行政と地域住民の団体である「町内会又は、自治会」等連携が重要。	地域の皆様や関係機関、その他関係者と協力し、継続的な支援等を行っていきたくと考えています。
住民の協力も必要で、市民の責務も書かれているので、周知徹底が必要。	条例の施行に際し、広報よこはま等により、市民の皆様幅広く周知したいと考えています。
市民が互いにごみの廃棄物などに対する環境保全意識を高めるような案を入れ、安心して暮らす地域に資するようお願いします。	堆積者だけではなく、全ての市民の責務として、居住し、又は所有・管理する建築物等が不良な状態にならないよう努めていただくことを条例案に盛り込む予定です。
費用負担 (8件)	
費用負担は、できる限り当事者負担とする。	本人同意に基づく撤去等の支援に要する費用については、公平性の観点から、堆積者の自己負担を原則として考えていますが、本市のごみ処理制度等における費用減免の考え方を参考にして、経済的、身体的、精神的事由等がある場合には、その費用を減免する必要があると考えています。
行政代執行は最後の手段であるが、『発生させた堆積者が行うことを基本とする』に基づき、差し押さえ等の強制的手段を盛り込むべきである。	代執行に至った場合の費用については、事由の如何を問わず、堆積者に対して請求を行っていく考えです。
経済的、身体的・精神的事由に該当する場合には費用を減免するとあるがその基準などは存在するのか。(例：所得が～以下など)	費用の減免事由については現在検討を行っているところですが、本市の既存のごみ処理制度等における減免事由も参考とし、生活保護受給世帯などの経済的事由のほか、各種福祉サービスの利用状況、福祉の事情などを総合的に勘案することを想定しています。

主なご意見・ご提案の概要	本市の考え方
各種調査、立入調査（8件）	
住居不可侵の原則は分からないわけではないが、ある程度、強硬に対応することも必要。	憲法第35条の規定により、裁判所が発する令状がなければ、住居に侵入、捜査を受けることのない権利は侵されないとされており、現在検討中の条例案に基づく立入調査については、本人が拒否した場合には、強制的に立ち入ることはできません。一方、「条例に基づく調査であること」を示すことにより、本人同意が得やすくなるといった効果が期待できると考えています。
住民から行政へどのようにすれば、行政として「調査等」の必要性の判断をするのですか。	地域等から区役所に相談等があった場合、区役所職員が現地確認を行います。その内容を基に、区が必要と判断した場合には、親族関係の調査等を含め、必要な対策を行っていきます。
措置（指導、勧告、命令、代執行）（23件）	
代執行を強力に進めるべき。ごみが山積みになってからでは大変。費用の請求も難しいので、規模の少ないうちに代執行に移るべき。	周辺の住民の方からすれば、1日も早い状況改善が望ましいと考えていますが、「ごみ屋敷」の問題は、単にごみを片付ければ済むものではなく、当事者が抱える生活上の諸課題や地域社会における孤立を解決しない限り、再びごみが堆積することとなり、根本的な問題解決にはつながらないと考えています。 現在検討中の条例案は、再三の働きかけにもかかわらず改善が見られず、周辺の住民の方の財産だけでなく、生命身体にまで危害が及ぶおそれが高いケースに対しては、最終的には行政代執行法を適用し、強制的に個人の所有物の撤去を可能とするものですが、行政代執行は「他の手段によってその履行を確保することが困難であり、かつその不履行を放置することが著しく公益に反すると認められるとき」に限るとされています。そのため、本市としては、個々の事案の状況に応じて、当事者に寄り添い、同意を得た上で、解決を図っていくことがまず基本であると考えています。
「勧告」「命令」「代執行」は行政しか出来ないもので絶対に法整備が必要です。近所の住民が第一の被害者である事を忘れぬよう、「住みやすいヨコハマ」を目指してください。	
個人としては限界がある。行政等の指導で強制的に対応させるような「仕組み」を構築してほしい。	
行政代執行は盛り込まないこと。	
措置の指導で書面により指導するとあるが、書面だけではなく、実際にその場所に行き、指導するべきではないでしょうか。	条例に基づく指導については、骨子案にお示しいたしましたとおり、書面により行うことを想定していますが、条例に基づかない事実上の行政指導については、口頭で行うことも想定しています。
過料や罰則（7件）	
命令を聞かない堆積者に対する罰則を盛り込むべき。	過料や罰則は、人に寄り添った福祉的アプローチに軸足を置く本市の方針にそぐわないこと、そもそも支払う意思がない場合には十分な抑止効果が期待できず、過料を科しても「ごみ屋敷」の解決にはつながらないと考えられることから、本市においては、過料や罰則の規定は盛り込まないことが適当と考えています。
罰金や過料は必要ない。	

(2) 対策の進め方 (70件)

主なご意見・ご提案の概要	本市の考え方
福祉的な支援 (21件)	
一番重要なのは、「ごみ屋敷」の住人の身体的・精神的な状況を的確に判断し、温和に問題を解決すること。横浜市の基本的な考え方である『当事者に寄り添い、福祉的な支援に重点をおいて取組を進める』ことが最良の方法であると考えます。	「ごみ屋敷」の問題は、単にごみを片付ければ済むものではなく、当事者が抱える生活上の諸課題や地域社会における孤立を解決しない限り、再びごみが堆積することとなり、根本的な問題解決にはつながらないと考えています。個々の事案に応じた、当事者に寄り添った支援を基本として対応していきます。
福祉的観点から堆積者に寄り添った支援を行うとありますが、具体的にどのような支援をするのでしょうか。	地域の皆様や関係機関のご協力をいただきながら、定期的な訪問や継続的な支援等を行っていきたくと考えています。
福祉的観点から、「精神科医」、「臨床心理士」など専門的な意見も含める必要がある。	「ごみ屋敷」の問題は、単にごみを片付ければ済むものではなく、当事者が抱える生活上の諸課題や地域社会における孤立を解決しない限り、再びごみが堆積することとなり、根本的な問題解決にはつながらないと考えています。必要に応じて専門家からの助言もいただきながら、個々の事案に応じた、当事者に寄り添った支援を基本として対応していきます。
「ごみ屋敷」の問題は片付けではなく、その人の治療や繰り返さないことだと思います。片付けても繰り返すのなら税金の無駄遣いであり、片付けた後どうサポートするのかを決めてから行ってください。	
対応窓口・体制 (10件)	
市、区の担当部署をどのように定め、周知するのか。窓口を一本化することが必要ではないでしょうか。	各区の福祉保健課に対応窓口を一本化し、区対策連絡会議でケースごとに主たる支援課を決定するとともに、関係区局が連携・協力し、一体となって課題解決に取り組んでいきます。
条例施行にあたっては、専任の一般職員・保健師ともに複数配置すること。	今年度から、健康福祉局福祉保健課に専任係長1名、社会福祉職1名を配置しました。今後も状況を見ながら、職員の配置について検討していきます。
迅速な対応 (17件)	
まず調査に出張して現状確認を早く。不在でも再訪予定または関係庁舎に出頭する、手紙を投函するなど、方法はいくらでもあるはず。	各区に「ごみ屋敷」問題に関する対策連絡会議を設置し、個々の事案の状況に応じた対応を行っていきます。
問題が発覚しても解決に数年～数十年かかるケースがあるが、その間、周辺住民が多大な迷惑を被っている。こういう事を解消してほしい。	周辺の住民の方からすれば、1日も早い状況改善が望ましいと考えていますが、「ごみ屋敷」の問題は、単にごみを片付ければ済むものではなく、当事者が抱える生活上の諸課題や地域社会における孤立を解決しない限り、再びごみが堆積することとなり、根本的な問題解決にはつながらないと考えています。本市としては、個々の事案の状況に応じて、当事者に寄り添い、同意を得た上で、解決を図っていくことがまず基本であると考えています。
予防や再発防止 (15件)	
ごみ撤去後の居住者が再度「ごみの堆積」「ごみの収集」を行わないよう精神的なフォローが不可欠。	行政だけでなく、関係機関や地域の皆様とともに、日頃からの声掛けや見守り等を行い、地域とのつながりを取り戻すことで、予防や再発防止につなげていきます。ご意見も踏まえ、支援に「再発の防止」を明記することを検討したいと考えています。
「2 目的」の内容には発生や再発の防止を図るために支援を行う等の旨が記載されているが、「6 支援」にも継続的な支援・見守りによる再発の防止を加えた方がよい。	
その他対策 (7件)	
「審議会」のメンバーは、透明性、中立性を確保できるように選任する。案件ごとに、該当地域の民生委員などに一時的に委任するなど、堆積者の継続的な支援にも配慮する。	審議会の委員の具体的な人選等は、今後条例の施行までに検討していく予定ですが、専門的な意見を頂戴できる委員を選任したいと考えています。